

オフィスラインSMS KDDI Message Cast サービス利用規約

第 1.1 条 目的

株式会社アジャストワン（以下、「当社」といいます。）は、第1.3条に定めるKDDI Message Cast サービス及びこれに付随するサービス（以下、併せて「本サービス」といいます。）を提供するにあたり、以下のとおり オ フ ィ ス ラ イ ン S M S KDDI Message Cast サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めるものとします。

第 1.2 条 個別規約

当社は、本規約のほか、必要に応じて個別に本サービスに関する注意事項等（以下、併せて「個別規約」といいます。）を定める場合があります。その場合、個別規約の内容も本規約の一部を構成するものとします。但し、本規約と個別規約の内容が矛盾、抵触する場合には、本規約の内容が優先して適用されるものとします。

第 1.3 条 用語の定義

本規約において用いられる用語の意味は、以下各号に定める意味で使用するものとします。

1. 3. 1 「利用者」

本規約に同意し、本サービスを利用するため当社と利用契約を締結した、又は締結しようとする法人をいいます。

1. 3. 2 「本サービス」

当社が、利用者から、利用者自ら承諾を得たうえで指定するエンドユーザーに対するメッセージの配信依頼を受け、期間及び配信先を限定して各通信事業者へのメッセージの配信依頼の取次ぎを行うサービスをいいます。本サービスの利用にあたり、当社は、利用者に対して、利用者設備と本サービス設備を接続するための API、及び本サービス設備から直接入稿を行う画面を提供します。本サービスでは、利用者は、RCS、+メッセージ、SMS それぞれの形式でのメッセージ配信を選択することができます。

1. 3. 3 「利用契約」

利用者が本サービスを利用するため本規約に同意のうえ、当社所定の申込書の提出その他の方法により本サービスの申込みを行い、当社がこれに承諾することにより成立する、本サービスの提供に関する利用者と当社との間の契約をいいます。

1. 3. 4 「利用者設備」

本サービスの提供を受けるために利用者が自らの費用及び責任において用意すべき電気通信設備その他の機器及びソフトウェア等をいいます。

1. 3. 5 「本サービス用設備」

当社が利用者へ本サービスを提供するにあたり必要なものとして当社が提供する、各通信事業者の通信事業者設備と接続する当社又は当社指定の第三者が提供する電気通信設備その他の機器及びソフトウェア等をいいます。

1. 3. 6 「通信事業者設備」

当社より特定のエンドユーザーへのメッセージの配信依頼を受けた各通信事業者が提供する、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア等をいいます。

1. 3. 7 「ログイン ID」

パスワードと組み合わせて利用者を識別するため、当社が利用者ごとに提供する符号をいいます。

1.3.8 「パスワード」

ログイン ID と組み合わせて利用者を識別するために用いられる、当社又は利用者が設定した符号をいいます。

1.3.9 「公式アカウント」

利用者が本サービスを利用するに際して、当社が利用者ごとに付与し、利用者に運営させるRCS及び+メッセージアカウントであり、GSMA 標準 RCC.71 で定義されているチャットボット (chatbot) をいいます。

1.3.10 「送信元電話番号」

利用者がエンドユーザーへ SMS 配信をした際にエンドユーザーの端末に表示される SMS 送信元の電話番号のことをいいます。

1.3.11 「アカウント」

KDDI Message Cast が利用者へ付与する公式アカウント、送信元電話番号の総称をいいます。

1.3.12 「エンドユーザー」

利用者がRCS、+メッセージや SMS の配信する宛先である一般ユーザーをいいます。

1.3.13 「+メッセージ」

GSMA で世界的に標準化されている「Rich Communication Services (RCS)」に準拠した、携帯電話同士で携帯電話番号を宛先にしてメッセージをやり取りする SMS の後継サービスをいいます。

1.3.14 「SMS」

携帯電話同士で電話番号を宛先にしてメッセージをやり取りする「Short Message Service」をいいます。

1.3.15 「RCS」

当社の提供するメッセージサービスである「Rich Communication Services (RCS)」サービスをいいます。

第 2 章 本規約の変更及び遵守

第 2.1 条 本規約の変更

当社は、予め当社所定の方法で利用者に公表又は通知することにより、本規約又は個別規約の内容を変更できるものとします。利用者は、当該変更後に引き続き本サービスを利用した場合には、当該変更後の本規約又は個別規約の内容に同意したものとみなされます。

第 2.2 条 本規約の遵守

本規約及び個別規約は、本サービスをご利用いただく際の当社と利用者との間の一切の関係に適用されるものとし、利用者は本規約及び個別規約を誠実に遵守するものとします。

第2.3条 本規約遵守の適用範囲

本規約および本サービスには、当社が他の企業（以下「元提供者」といいます）から提供を受けたサービスが含まれている場合があります。元提供者が当社に課している条件について、利用者も同様に同条件を遵守する必要がある場合があります。同条件を含む必要な情報は、当社より利用者に別途提示する「KDDI Message Cast サービス配信ガイドライン」に記載するものとします。

第3章 利用契約の申込み、締結、変更、解除

第3.1条 サービス利用申込み

利用者は、当社が別途定める申込書その他の必要書類の提出により、本サービスの利用を申し込むものとします。

第3.2条 利用契約の成立

利用者が、本規約に同意のうえ、前条の定めに従い本サービスの利用を申し込み、当社がこれを承諾することによって、本サービスにかかる利用契約が成立するものとします。但し、利用契約の締結に際しては、当社及び各通信事業者それぞれによる審査を経る必要があり、一部の通信事業者のみにつき、申込みが不承諾となる場合があります。

第3.3条 サービス利用に必要な情報の通知

当社は、利用者との間に本サービスにかかる利用契約を締結したときは、本サービスの利用に必要なID、パスワードその他本サービスの利用に必要な情報を、当社所定の方法により利用者に通知するものとします。

第3.4条 申込みの不承諾

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの利用の申込みを承諾しない場合があります。

- (1) 利用者が、当社が別途定める「オフィスラインSMS KDDI Message Cast サービス配信ガイドライン」に違反したメッセージを配信する恐れがあると当社が判断したとき。
- (2) 利用者が、本サービスを含む当社及び当社のグループ会社が提供するサービスの利用料金、費用、割増金又は遅延損害金等の支払いを怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき。
- (3) 本サービスの利用の申込みに際して利用者から当社に届け出がなされた内容につき、虚偽又は事実と異なる記載があったとき。
- (4) 利用者が、本サービスを含む当社及び当社のグループ会社が提供するサービスの利用にかかる契約の解除若しくは当該サービスの利用停止等の処分を受けたことがあり、現に受け、又は受けた恐れがあると当社が判断したとき。
- (5) 前号のほか、利用者が、当社の提供するサービスの利用にかかる契約に違反する行為を行ったことがあり、現に行い、又は行う恐れがあると当社が判断したとき。
- (6) 利用者に対して本サービスを提供することにより、当社の業務遂行に支障が生じる恐れがあると当社が判断したとき。
- (7) 利用者が、第11.6条に違反し、又は違反する恐れがあると当社が判断したとき。
- (8) 利用者からの申込み内容が、本サービスにかかる各通信事業者の定めるエンドユーザー向け利用規約のいずれかに違反し、又は違反する恐れがあると当社が判断したとき。
- (9) 前各号のほか、利用契約を締結することが適当でないと当社が判断したとき。

第3.5条 契約の変更

利用者は、当社に届け出た内容に変更が生じた場合、当社所定の方法により、変更後遅滞なくその旨を当社に届け出るものとします。かかる届出を怠ったことにより、利用者が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。また、利用者は、利用契約に定めるサービス内容の変更を希望する場合、当社の別途定める方法により変更の申し込みを行うことができるものとします。但し、当社は、利用者の希望する変更内容を審査のうえ、自らの裁量により、変更の承諾の可否を決することができるものとします。

第3.6条 契約の解除

当社は、利用者が次の各号のいずれか一つに該当するときは、通知催告等何らの手続を要することなく直ちに利用契約を解除することができます。この場合、利用者は、当社が

承諾した本サービスの申込みにかかる申込書（以下「申込書」といいます。）に記載されたとおりの解約手数料及び当社が被った一切の損害を賠償する責任を負うものとします。

- (1) 本規約に違反し、当社から相当の期間を定めて是正を催告されたにもかかわらず、当該違反が是正されなかったとき。
- (2) 差押、仮差押若しくは仮処分の命令、通知が発送され、又は競売の申立を受けたとき。
- (3) 公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (4) 支払の停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立があったとき。
- (5) 自己振出若しくは自己引受の手形、又は自己振出の小切手が不渡となったとき。
- (6) 合併によらず解散し、又は営業を廃止したとき。
- (7) 利用契約の履行にあたり不正な行為があったとき。
- (8) 当社の名誉、信用を失墜させ、若しくは当社に重大な損害を与えたとき、又はその恐れがあるとき。
- (9) 利用者の資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたとき。
- (10) 第 6.3 条に違反し、又は違反する恐れがあるとき。
- (11) 第 11.6 条に違反し、又は違反する恐れがあるとき。
- (12) 第 3.4 条各号の規定に該当していたことが判明したとき。
- (13) 本サービスにかかる各通信事業者の定める利用規約のいずれかに違反し、又は違反する恐れがあるとき。

第 3.7 条 解約

- 1. 利用者は、理由の如何にかかわらず、当社の別途定める方法により、前々月の 10 日（当該日が当社の休業日である場合には、その前営業日）までに当社に通知することにより、当月の 1 日をもって利用契約を解約することができます。
- 2. 前項に基づき利用者が利用契約の満了日前に解約をする場合、当社は申込書に記載されたとおりの解約手数料を請求いたします。利用契約満了による解約の場合、解約手数料は発生しません。

第 4 章 利用料金等

第 4.1 条 サービス料金及び支払期限、手数料

利用契約にかかる料金は、以下に定める公式アカウント料、配信料、オプション料及び各種手数料の合計額となります。各料金の金額は、申込書に記載されたとおりとします。

4.1.1 公式アカウント料

公式アカウントの利用にかかる月額料をいい、利用契約の契約期間中は毎月発生する金額となります。但し、利用契約が SMS のみの配信に関するものであった場合には、公式アカウント料は発生いたしません。

4.1.2 配信料

利用者からエンドユーザーへ配信されたRCS、+メッセージ又は SMS1 件に対して、それぞれの 配信単価を乗じた金額の合計額をいいます。なお、配信通数の算出方法については、第 4.1.5 条に従うものとします。

4.1.3 オプション料

公式アカウント料及び配信料以外の、利用者が当社との間で任意で契約した付加価値サービス等の提供にかかる料金をいいます。

4.1.4 各種手数料

利用契約の新規契約時、契約内容の変更時、又は利用契約の解約時に発生する当社所定の各手数料をいいます。

4.1.5 配信通数の算出

本サービスにおける当月のエンドユーザーへのRCS、+メッセージ及びSMSの配信通数は、以下のとおり算出されるものとします。

- (1) 利用者からエンドユーザーへのメッセージ配信（下りメッセージ）のみを対象とし、エンドユーザーから利用者へのメッセージ配信（上りメッセージ）は対象外とします。
- (2) 利用者が当社設備へ配信依頼を行った時点の日本時間を配信日時とし、当月における配信日時から起算して72時間以内にエンドユーザーへ到達したメッセージのみを当月の配信通数の対象とします。配信日時から72時間経過後もエンドユーザーへ到達しなかったメッセージは、当月の配信通数の対象外とします。
- (3) 当社は、本サービス設備又は各通信事業者設備における通信の輻輳、故障等の理由により、エンドユーザーへの配信自体は行えるものの配信通数の算定を行えない期間があった場合、次の①又は②の方法により算定して得られた値を当該期間における配信通数とみなすことができるものとします。
 - 1 過去2か月間の配信通数の実績を当社が把握することができる場合 配信通数の算定を行えなかった日以前の実績が把握できる過去2か月間ににおける1日の平均配信通数に、配信通数の算定を行えなかった日数を乗じて得た値
 - 2 過去2か月間の配信通数の実績を当社が把握することができない場合 配信通数の算定を行えなかった日以前の配信通数の実績が把握できる期間における1日あたりの平均配信通数、又は本サービス設備若しくは各通信事業者設備における通信の輻輳、故障等からの回復後の配信通数が把握できる当該月の全ての日における1日あたりの平均配信通数のうち少ない方の値に、配信通数の算定を行えなかった日数を乗じて得た値

第4.2条 料金発生期間

1. 本サービスの料金発生開始日及び終了日は、申込書に記載されたとおりとします。
2. 本サービスの利用期間は、全て日本時間を基準とし、料金計算を行います。

第4.3条 支払方法、手数料

本サービス料金等のお支払方法は、請求書によるお振込みとします。

2. 当社は、電話サービス料金等の回収を、当社の指定する者に委託することができるものとします。なお、支払にかかる手数料は利用者が負担するものとします。

第4.4条 消費税及び端数の処理

利用者が、当社に対して本サービスにかかる料金を支払う場合、当該支払い時点で施行されている消費税法及び同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税が賦課されるものとされている場合は、当該法令に定められた消費税相当額を加算して支払うものとします。また、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

第4.5条 支払期日、遅延利息

当社は、原則として、毎月末日を締日とし、利用月の翌々月15日を支払期日とします。

2. 利用者は、申込書に記載の支払期日までに本サービスにかかる料金を支払うものとし、支払期日を経過してもなお支払いが無い場合には、支払期日の翌日から支払いの日までの日数について、年3%の割合による延滞損害金をお支払いいただきます。

(注) 本条に規定する年あたりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日あたりの割合とします。

3. 支払い期日に当社にて利用料金の支払いが確認できない時は、本サービスの利用を停止することができるものとします。

第 5.1 条 変更の通知

当社から利用者への通知は、利用者が申込書に記入したメールアドレスへのメール送信、又は当社及び利用者にて別途合意する方法をもって通知を行うものとし、かかる通知が発信された時点で通知がなされたものとみなします。

第 6 章 アカウント、配信

第 6.1 条 アカウントの第三者利用の禁止

利用者は、当社から事前の書面（電子メールを含みます。）による承諾を得ることなく、利用者以外の第三者へアカウントを利用（当該アカウントへのアクセス、発信その他当該アカウントに関する一切の操作をいい、以下同じとします。）させてはならないものとします。

第 6.2 条 当社によるアカウントへのアクセス

当社は、利用者の要請があった場合、利用者のアカウントの利用に対し、合理的な範囲内で補助するものとし、かかる補助に必要な範囲で、利用者のアカウントにアクセスし、操作できるものとします。また、当社は、利用者に第 3.4 条若しくは第 3.6 条に定める事由又はそれらに準ずる事由があると判断した場合、又は利用者が第 6.3 条に違反している可能性があると判断した場合、利用者に対し、エンドユーザーへの配信内容の開示を要請し、その検査を行うことができるものとします。利用者が当該開示要請に従わない場合、当社は自ら利用者のアカウントにアクセスし、操作できるものとします。当社は、かかるアクセス又は操作に起因して利用者又はエンドユーザーに損害が発生した場合でも、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、一切その責任を負わないものとします。

第 6.3 条 配信ガイドラインの遵守

利用者は、本サービスを利用してエンドユーザーへメッセージの配信を行うに際しては、当社が別途定める「オフィスラインSMS KDDI Message Cast サービス配信ガイドライン」を遵守するものとします。

第 7 章 契約期間

第 7.1 条 契約期間

利用契約の有効期間並びにその更新の有無及び方法については、申込書の定めに従うものとします。

第 8 章 利用の停止、制限

第 8.1 条 利用の停止

当社は、利用者に第 3.4 条若しくは第 3.6 条に定める事由又はそれらに準ずる事由があると判断した場合、又は利用者が第 6.3 条に違反していると判断した場合には、当該利用者の同意なく、当該利用者による本サービスの利用を停止することができます。なお、当該利用停止期間中に発生したサービス利用にかかる料金について、当該利用停止に合理的な理由がない場合を除き、利用者は支払いを免れないものとします。

第 8.2 条 利用の制限

当社は、利用者が帯域を継続的かつ大量に占有する通信手段又はアプリケーションを用いて電気通信を行っていることを検知した場合、又は利用者が第 6.3 条に違反していると判断した場合には、当該利用者の電気通信の速度又は通信料を制限する等の方法により、当該利用者による本サービスの利用を制限することができます。

第 9 章 サービスの停止・中断

第 9.1 条 サービスの停止・中断

当社は、当社が管理する本サービス設備又は各通信事業者が管理する通信事業者設備において、次の各号に該当する事由が生じた場合には、本サービスの提供を一時的に停止又は中断することがあります。

- (1) 本サービス設備及び通信事業者設備に故障若しくは障害が生じたとき、又はこれらの設備につきメンテナンス作業が必要であるとき。
- (2) 本サービス設備及び通信事業者設備にインストールされたソフトウェア若しくはデータベースに障害が発生したとき、又は当該ソフトウェア若しくはデータベースにつきメンテナンス作業が必要であるとき。
- (3) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力により本サービス設備及び通信事業者設備の使用が困難となったとき。
- (4) 利用者設備の障害又は本サービス設備及び通信事業者設備までの通信手段の不具合等により、利用者の接続環境の障害が生じたとき。
- (5) 本サービス設備及び通信事業者設備からの応答時間等通信手段の性能値に起因する障害が生じたとき。
- (6) 当社が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス設備及び通信事業者設備等への第三者による不正アクセス若しくはアタック又は通信経路上での傍受があったとき。
- (7) 当社が別途定める手順、セキュリティ手段等を利用者が遵守しないことに起因して本サービス設備及び通信事業者設備の障害が生じたとき。
- (8) 前各号のほか、本サービスを中断する必要があると当社が合理的に判断したとき。

第 9.2 条 サービスの停止・中断時の料金減免

1. 当社は、理由の如何を問わず、利用者に事前の通知をすることなく、本サービスの内容の全部若しくは一部の変更、追加又は廃止をすることができるものとします。但し、本サービスの全てを廃止する場合には、当社が別途指定する方法にて、当該廃止の 3 ヶ月前までに、利用者に対してその旨を通知するものとします。
2. 第 4.1 条及び第 4.5 条にかかわらず、利用者の責に帰さない理由により、本サービスを全く利用できない状態（本サービスの提供に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続したときは、そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その利用できない日数に相当する本サービスに係る料金の支払いを免除するものとします。

第 10 章 本サービスの廃止

第 10.1 条 本サービスの廃止等

当社は、理由の如何を問わず、利用者に事前の通知をすることなく、本サービスの内容の全部又は一部の変更、追加及び廃止をすることができるものとします。但し、本サービスの全てを廃止する場合には、当社が別途指定する方法にて、当該廃止の 3 ヶ月前までに、利用者に対してその旨を通知するものとします。

第 11 章 雜則

第 11.1 条 権利の帰属

本サービスに関する全ての知的財産権は、当社又は当社に権利を許諾している者に帰属するものであり、利用契約に基づく本サービスの提供により、当社又は当社に権利を許諾している者の知的財産権の全部又は一部が譲渡され、又は移転されるものではありません。

第 11.2 条 禁止事項

利用者は、本サービスの利用に際して、次の各号に定める行為（それらを誘発する行為や準備行為も含みます。）をしてはならないものとします。

- (1) 「オフィスラインSMS KDDI Message Cast サービス配信ガイドライン」に違反して本サービスを利用する行為。
- (2) 本サービスの全部又は一部を改変する、又はリバースエンジニアリング、逆コンパイル、若しくは逆アセンブルする行為。
- (3) 本サービスを複製又は翻案する行為。
- (4) 本サービスの全部又は一部につき、有償、無償を問わず、公衆送信、頒布、譲渡、貸与、再利用許諾その他の態様により第三者に利用させる行為。
- (5) 本サービスの運営を妨害する、又はその恐れがある行為。
- (6) 法令に違反する行為。
- (7) 前各号のほか、本サービスの利用について不適切であると当社が合理的に判断する行為。

第 11.3 条 お客様情報

当社は、本サービスの提供のために取得した利用者に関する情報（以下「利用者情報」といいます。）について、本サービスの提供に必要な範囲で利用します。また、当社は、利用者情報のうち、個人情報に該当するものについては、以下の当社のプライバシーポリシーに従って取り扱います。

当社プライバシーポリシーはこちら

株式会社アジャストワン <https://adjust1.co.jp/privacy-policy/>

第 11.4 条 配信データ情報

当社は、本サービスにおいて利用者の配信データ（メッセージの配信通数及び日時、到達状況、既読・返信等の配信ステータス、配信コンテンツ等に関するデータをいいます。）を、本サービスの円滑な運用及びサービス向上のために、通信の秘密に抵触しない範囲内で利用することにつき、利用者は承諾するものとします。

第 11.5 条 守秘義務

1. 利用者は、本サービスの提供に際して当社から開示を受け、又は知り得た本サービスの仕様書その他当社の秘密情報について秘密を厳守し、本サービスの利用以外の目的に利用し、又はいかなる第三者に対してもこれを開示、漏洩してはならないものとします。また、守秘義務期間は、本サービスの契約期間中及び契約終了日から 3 年間有効に存在するものとします。但し、次の各号のいずれかに該当する情報については、

秘密情報とはならないものとします。

- (1) 開示若しくは知得の時点で公知のもの、又は開示若しくは知得の後に、利用者の責めに帰せざる事由により公知となったもの。
 - (2) 開示又は知得の時点で利用者が既に保有していたもの。
 - (3) 秘密情報によらず利用者が独自に開発したもの。
 - (4) 利用者が第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの。
2. 前項の定めにかかわらず、当社は、利用者が本サービスを利用するため必要な業務を第三者に委託する場合、当該第三者に対して本条で定める秘密保持義務と同等以上の秘密保持義務を課したうえで、必要最小限の範囲で当該情報を開示することができるものとします。
3. 利用者は、当社が要求した場合、当社が本サービスの利用申込みを承諾しなかった場合又は利用契約が終了した場合には、当社の指示に従い、秘密情報を当社に返還し、又は廃棄するものとします。

第 11.6 条 反社会的勢力

1. 利用者は、当社に対し、本サービスの利用申込み時において、自己、その代表者、役員、実質的に経営を支配する者若しくは従業員又はその代理若しくは媒介をする者そ

の他の関係者が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」といいます。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）、暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者及びこれらの者と密接な関わりを有する者（以下、併せて「反社会的勢力」といいます。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

2. 利用者は、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超える不当な要求行為、詐術・脅迫的行為、業務妨害行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを表明し保証するものとします。

第 11.7 条 保証、免責

1. 当社は、本サービスを通じて提供される API 又はその対象となるソフトウェアが第三者の権利を侵害しないこと、当該 API の利用が第三者の権利を侵害しないこと、本サービスを通じて提供する情報の安全性、正確性、完全性、有用性及び最新性、本サービスのセキュリティが確保されていること、本サービスが継続して提供されること並びに本サービスが利用者の特定の目的に合致すること等について、何らの保証を行わないものとします。
2. 利用者が、本サービスの利用に関して第三者に対して損害を与えた場合、利用者は自己の費用負担と責任において当該損害を賠償するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 利用者は、本サービスの利用に関して、第三者との間で紛争が発生した場合は、自己の費用負担と責任においてこれらを処理解決するものとし、当社に一切の迷惑をかけないものとします。

第 11.8 条 損賠賠償

1. 本サービスの提供にあたり、当社の責めに帰すべき事由により利用者が損害を被った場合、当社は、利用者が当社に支払った本サービスにかかる料金の 1 ヶ月分相当額（過去 12 ヶ月の平均額とし、本サービスの利用期間が 12 ヶ月に満たない場合は当該利用期間の平均額とします。）を上限として補償するものとします。但し、当社の故意又は重大な過失による損害については、通常生ずべき直接の損害を上限とします。
2. 利用者が本規約又は個別規約に定める事項に違反したことにより当社が損害を被った場合、利用者は、当社に対し当該損害を賠償する責任を負うものとします。

第 11.9 条 分離可能性

本規約又は個別規約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約又は個別規約の残りの規定は、継続して完全に効力を有するものとします。

第 11.10 条 譲渡禁止

利用者は、本規約及び個別規約に基づく権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は自己若しくは第三者のために担保に供してはならないものとします。

第 11.11 条 準拠法、管轄裁判所

1. 本規約及び個別規約は日本国法に従って解釈及び適用されるものとします。 2. 本規約若しくは個別規約に起因し、又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 11.12 条 事業者間での情報交換

1. 当社は、次の各号に該当する場合は本サービスの安定的な運用と利用者を保護するため、以下記載の事象が発生した場合、第 2 項に記載の利用者にかかる情報を、第 3 項に記載の通信事業者に提供し、通信事業者間でその情報を交換できるものとします。
(1) 第 3.6 条に該当する事由が発生し、利用契約が解除されたとき

- (2) 第 8 章に該当する事由が発生し、当社が本サービスの提供を停止したとき
2. 利用者にかかる情報は次の各号の情報とします。
- (1) 商号
 - (2) 住所
 - (3) 代表者等氏名
 - (4) 電話番号その他連絡先
 - (5) 公式アカウント識別子
 - (6) 違反行為等があった場合はその行為の内容
3. 第 1 項に基づき、当社が第 2 項に定める利用者にかかる情報を交換する通信事業者の範囲は次のとおりとします。なお、通信事業者の範囲を変更する場合には予め利用者に通知するものとします。
- ・株式会社 NTT ドコモ
 - ・KDDI 株式会社
 - ・沖縄セルラー電話株式会社
 - ・ソフトバンク株式会社
 - ・楽天モバイル株式会社

附 則

(実施期日)

2019年12月13日 制定

2021年 4月 1日 改訂

2025年 6月27日 改訂